

#	改定概要	改定前	改定後	備考欄 (変更)							
1	決済手数料	第30条(決済手数料) 1.加盟店は、本件決済サービス利用の対価として、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第1項に定める決済手数料(以下、「決済手数料」といいます。))を、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第2項に定める取扱期間、締切日、振込日および支払日(以下、「精算サイクル」といいます。))ならびに次条および別紙2「決済手数料に関する課金条件」の定めに従って支払うものとなります。	第30条(決済手数料) 加盟店は、 本件決済サービス利用の対価として、別途申込書に定める決済手数料(以下、「決済手数料」といいます。))を、別途リクルートが定める精算サイクルならびに次条および別紙「決済手数料に関する課金条件」の定めに従って支払うものとなります。	(変更)							
2	支払方法	第31条(支払方法) 1.リクルートは、自らまたは委託先(二以上の段階にわたる委託先を含みます。))をして、商品代金の総額(リクルートまたは決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。))から決済手数料を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。 2.商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を差し引いた金額をリクルートの定める期日までにリクルートの指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。 3.加盟店が前項、その他本規約に基づきリクルートに支払うべき金額を、リクルートが正当と認める理由無くしてリクルートの定める期日までに支払わなかった場合、リクルートは、当該期日後に第5条(利用契約の成立等)第5項に基づき決済事業者から代理受領した商品代金から差し引くことにより、加盟店のリクルートに対する支払に充てることができるものとします。 4.本条に従って、加盟店またはリクルートが相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。 5.加盟店が、第2項の支払いを、リクルートの定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、リクルートは本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。 6.加盟店は、リクルートに対し、加盟店において以下の事項の一が生じた場合に、リクルートが直ちに第1項の支払いを留保する権限を付与するものとします。 (1)加盟店が本件決済サービスの利用の申込し、虚偽の届出を行っていた場合 (2)加盟店が第15条(禁止事項)第1項に該当する行為を行っていた場合 (3)加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合 (4)加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあるとリクルートが判断した場合 (5)加盟店が差押・仮差押・仮処分申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず破産した場合 (6)加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合 (7)加盟店が本件決済サービスの利用において信用販売制度を適用していることが判明した場合 (8)加盟店がリクルートの同意なく決済手数料の支払いを怠った場合 (9)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合 (10)リクルートまたは決済事業者の名譽・信譽を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合 (11)その他リクルートまたは決済事業者が不適当と認めた場合	第31条(支払方法) 1.リクルートは、自らまたは委託先(二以上の段階にわたる委託先を含みます。))をして、商品代金の総額(リクルートまたは決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。))から決済手数料を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。 2.商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を差し引いた金額をリクルートの定める期日までにリクルートの指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。 3.加盟店が前項、その他本規約に基づきリクルートに支払うべき金額を、リクルートが正当と認める理由無くしてリクルートの定める期日までに支払わなかった場合、リクルートは、当該期日後に第5条(利用契約の成立等)第5項に基づき決済事業者から代理受領した商品代金から差し引くことにより、加盟店のリクルートに対する支払に充てることができるものとします。 4.本条に従って、加盟店またはリクルートが相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。 5.加盟店が、第2項の支払いを、リクルートの定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、リクルートは本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。 6.加盟店は、リクルートに対し、加盟店において以下の事項の一が生じた場合に、リクルートが直ちに第1項の支払いを留保する権限を付与するものとします。 (1)加盟店が本件決済サービスの利用の申込し、虚偽の届出を行っていた場合 (2)加盟店が第15条(禁止事項)第1項に該当する行為を行っていた場合 (3)加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合 (4)加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあるとリクルートが判断した場合 (5)加盟店が差押・仮差押・仮処分申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず破産した場合 (6)加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合 (7)加盟店が本件決済サービスの利用において信用販売制度を適用していることが判明した場合 (8)加盟店がリクルートの同意なく決済手数料の支払いを怠った場合 (9)リクルートまたは決済事業者が加盟店から提出された売上情報に調査が必要と判断した場合 (10)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合 (11)リクルートまたは決済事業者が不適当と認めた場合 (12)その他リクルートまたは決済事業者が不適当と認めた場合 7.加盟店は、前項に定める留保により、当該留保金について利息および遅延損害金が発生しないことについて承諾するものとします。	(追加)							
3	商品等代金の支払の取消および返金等	第32条(商品等代金の支払の取消および返金等) 1.加盟店は、本件決済サービスにより商品代金の決済が行われた顧客との取引について、返品その他の理由により取消し又は解除を行う場合、リクルートが別途指定する期限までに、リクルートの指定する方法で商品等代金の決済を取り消すものとします。その場合、リクルートは当該決済について第31条(支払方法)に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わないものとします。また、かかる場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該代金の返還を要求することができるものとします。当該返還方法には、リクルートの加盟店に対する返済以外の第3条(支払方法)第1項に定める振込額から差し引くことによる返還方法も含まれるものとします。この場合であっても、加盟店は、当該決済に関して本件サービス利用の対価を支払うものとします。 2.次のいずれかに該当する場合については、リクルートは第31条(支払方法)に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わず、利用者保護の必要性に鑑み決済事業者と連携のうえ、商品等代金の返還を行うことができます。この場合において、リクルートは、本規約の規定に違反して取扱商品の販売を行った場合、 (1)加盟店が、本規約の規定に違反して取扱商品の販売を行った場合。 (2)紛失または盗難された決済手段により決済が行われた場合。 (3)偽造または変造された電子的情報により決済が行われた場合。 (4)利用者が当該取引に関し、利用先を、金額相違等の疑念をリクルートおよび決済事業者へ申し出た場合。 (5)加盟店の請求内容に限りがあり、リクルートおよび決済事業者が利用者に請求できないデータがあった場合。 (6)第13条(顧客との紛争)に定める問題が生じた場合において、加盟店、決済会社またはリクルートが利用者が商品等代金の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。 (7)利用者が決済事業者またはリクルートに対し、商品等代金の支払拒絶の申し出があった場合、または決済事業者から支払いが拒絶された場合。 (8)商品等が未発送または未提供の場合。 (9)加盟店が提供するべき商品等の種類、品質、数量もしくは移転した権利が加盟店および利用者間の原因取引に係る契約の内容に適合せずもしくは故障等が生じた場合であって利用者の利益が著しく害される状況が発生したときまたは加盟店における原因取引に係る契約解除の意思表示がなされたときとリクルートが合理的に判断した場合。 (10)加盟店において第38条(契約の解除)第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあるとリクルートが合理的に判断した場合。 (11)加盟店がリクルートとの本契約および当該加盟店とリクルートとの本契約に該当するおそれがあるとリクルートが合理的に判断した場合。 3.リクルートは、第13条(顧客との紛争)に定める紛争または前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当該事項が解決するまでの間、第31条(支払方法)第1項に定める代金の支払いを留保できるものとし、1ヶ月を経過しても当該事項が解決しない場合、当該代金の支払義務を負わないものとします。この場合において、リクルートが加盟店に対し支払いを留保した代金は、利息、遅延損害金が付されないものとします。 4.リクルートが本条第2項各号または前項により第31条(支払方法)第1項に定める代金の支払義務を負わない場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該商品代金の返還を要求することができるものとします。なお、リクルートが第31条(支払方法)第1項に基づき今後加盟店に対し商品代金を支払う予定があるときには、当該商品代金から既に支払っている商品代金を差し引くことができるものとします。	第32条(商品等代金の支払の取消および返金等) 1.加盟店は、本件決済サービスにより商品代金の決済が行われた顧客との取引について、返品その他の理由により取消しまたは解除を行う場合、リクルートが別途指定する期限までに、リクルートの指定する方法で商品等代金の決済を取り消すものとします。その場合、リクルートは当該決済について第31条(支払方法)に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わないものとします。また、かかる場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該代金の返還を要求することができるものとします。当該返還方法には、リクルートの加盟店に対する返済以外の第31条(支払方法)第1項に定める振込額から差し引くことによる返還方法も含まれるものとします。この場合であっても、加盟店は、当該決済に関して第30条(決済手数料)に定める本サービス利用の対価を支払うものとします。 2.次のいずれかに該当する場合については、リクルートは第31条(支払方法)に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わず、利用者保護の必要性に鑑み決済事業者と連携のうえ、商品等代金の返還を行うことができます。この場合において、リクルートは、本規約の規定に違反して取扱商品の販売を行った場合、 (1)加盟店が、本規約の規定に違反して取扱商品の販売を行った場合。 (2)紛失または盗難された決済手段により決済が行われた場合。 (3)偽造または変造された電子的情報により決済が行われた場合。 (4)利用者が当該取引に関し、利用先を、金額相違等の疑念をリクルートおよび決済事業者へ申し出た場合。 (5)加盟店の請求内容に限りがあり、リクルートおよび決済事業者が利用者に請求できないデータがあった場合。 (6)第13条(顧客との紛争)に定める問題が生じた場合において、加盟店、決済会社またはリクルートが利用者が商品等代金の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。 (7)利用者が決済事業者またはリクルートに対し、商品等代金の支払拒絶の申し出があった場合、または決済事業者から支払いが拒絶された場合。 (8)商品等が未発送または未提供の場合。 (9)加盟店が提供するべき商品等の種類、品質、数量もしくは移転した権利が加盟店および利用者間の原因取引に係る契約の内容に適合せずもしくは故障等が生じた場合であって利用者の利益が著しく害される状況が発生したときまたは加盟店における原因取引に係る契約解除の意思表示がなされたときとリクルートが合理的に判断した場合。 (10)加盟店において第38条(契約の解除)第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあるとリクルートが合理的に判断した場合。 (11)加盟店がリクルートとの本契約および当該加盟店とリクルートとの本契約に該当するおそれがあるとリクルートが合理的に判断した場合。 3.リクルートは、第13条(顧客との紛争)に定める紛争または前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当該事項が解決するまでの間、第31条(支払方法)第1項に定める代金の支払いを留保できるものとし、1ヶ月を経過しても当該事項が解決しない場合、当該代金の支払義務を負わないものとします。この場合において、リクルートが加盟店に対し支払いを留保した代金は、利息、遅延損害金が付されないものとします。 4.リクルートが本条第2項各号または前項により第31条(支払方法)第1項に定める代金の支払義務を負わない場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該商品代金の返還を要求することができるものとします。なお、リクルートが第31条(支払方法)第1項に基づき今後加盟店に対し商品代金を支払う予定があるときには、当該商品代金から既に支払っている商品代金を差し引くことができるものとします。	(追加)							
3	Airペイアブリ利用に関する特約	—	第33条(Airペイアブリ利用に関する特約) 1.加盟店は、リクルートがAirペイとして提供する決済サービスにおいてQR決済を利用する場合、本規約への同意をもって、決済事業者が加盟店に対して負う商品代金の総額の支払義務について、リクルートが併存的に債務を引き受けるとに同意するものとします。 2.加盟店は、リクルートがAirペイとして提供する決済サービスにおいてQR決済を利用する場合、リクルートによる本規約第31条に基づく支払いにあたり、本規約別紙の取扱いと異なり、決済手数料(消費税込)を差し引くことを確認します。	(追加)							
4	本件決済サービスにかかる決済手数料	<別紙1>本件決済サービスにかかる決済手数料 1.加盟店は本件決済サービスを利用する場合には、リクルートに対して、申込書所定の決済手数料を支払うものとします。 2.本件決済サービスにおける取扱期間等は、以下のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="190 1157 515 1204"> <thead> <tr> <th>取扱期間</th> <th>締切日</th> <th>振込日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当月1日～当月末日</td> <td>当月末日</td> <td>翌月末日</td> <td>翌々月末日</td> </tr> </tbody> </table>	取扱期間	締切日	振込日	支払日	当月1日～当月末日	当月末日	翌月末日	翌々月末日	(削除)
取扱期間	締切日	振込日	支払日								
当月1日～当月末日	当月末日	翌月末日	翌々月末日								
5	決済手数料に関する課金条件	<別紙2>決済手数料に関する課金条件 1.信用販売の取扱期間 課金対象を取扱期間ごと締切日集計し、第29条に基づきリクルートまたは決済事業者が加盟店に商品代金の総額から決済手数料(消費税別)を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。加盟店の商品代金の総額が決済手数料に足りない場合、加盟店は、支払日までにリクルートまたは決済事業者に支払うものとします。 2.指定金融機関口座 リクルートまたは決済事業者が加盟店に商品代金の総額から決済手数料(消費税別)を差し引いた金額を送金する加盟店の金融機関口座となります。指定金融機関口座は、別途加盟店がリクルートに対し通知するものとします。 3.決済手数料 別紙1記載の、取扱期間に本件決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。手数料の1円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。 4.消費税 決済手数料の消費税は、合計金額に消費税相当額を加算して1円未満を切り捨てるものとします。	<別紙2>決済手数料に関する課金条件 1.信用販売の取扱期間 課金対象を取扱期間ごと締切日集計し、第29条に基づきリクルートまたは決済事業者が加盟店に商品代金の総額から決済手数料(消費税別)を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。加盟店の商品代金の総額が決済手数料に足りない場合、加盟店は、支払日までにリクルートまたは決済事業者に支払うものとします。 2.指定金融機関口座 リクルートまたは決済事業者が加盟店に商品代金の総額から決済手数料(消費税別)を差し引いた金額を送金する加盟店の金融機関口座となります。指定金融機関口座は、別途加盟店がリクルートに対し通知するものとします。 3.決済手数料 申込書記載の、取扱期間に本件決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。手数料の1円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。 4.消費税 決済手数料の消費税は、合計金額に消費税相当額を加算して1円未満を切り捨てるものとします。	(変更)							